

区民交通傷害保険・自転車賠償責任プランの対象となる事故について

区民交通傷害保険・自転車賠償責任プランの対象となる事故は、下記のいずれかに該当する場合があります。以下の事例につきましては、過去に支払対象となったものです。なお、事故の状況等によって支払対象となるか否かは異なりますので、必ず損保ジャパン事故サポートセンターまでお問い合わせください。

〈事故が起こった場合・保険金ご請求時の連絡先〉

損保ジャパン事故サポートセンター 0120-727-110 (24時間365日対応)

区民交通傷害保険について

1 被保険者が搭乗している車両の衝突、つい落、転覆、火災、爆発等

【対象となった事例】

- ・自転車運転中、身体が、停車している車両に接触し負傷した
- ・自転車運転中、強風で飛んできた物が身体にあたり負傷した

【対象とならなかった事例】

- ・乗車していた電車・バスが停止したとき、車内で転倒し負傷した

2 被保険者が搭乗している車両からの転落

【対象となった事例】

- ・自転車で転倒してケガをした

【対象とならなかった事例】

- ・自転車運転中、転倒しなかったが手足を痛めた

3 被保険者が車両に搭乗していない場合の運行中の車両と衝突・接触等

【対象となった事例】

- ・歩行中、交差点で走行してきた自転車と衝突したため転倒し負傷した

【対象とならなかった事例】

- ・歩行中、後方からきた人に押されて転倒し負傷した
- ・歩行中、自転車などを避けようとして転倒し負傷した

自転車賠償責任プランについて

1 日本国内において被保険者が自転車(*)を運転中に発生した加害事故への補償

【対象となった事例】

- ・自転車運転中、車と接触して車をキズつけた
- ・自転車運転中、他人と接触し負傷させた

【対象とならなかった事例】

- ・自転車運転中、電柱に衝突し自分の自転車が破損した

(*)自転車には身体障がい者用車いすを含みます。

被害事故補償プランについて

1 犯罪行為による被害事故、ひき逃げによる被害事故への補償

【対象となった事例】

- ・走行中、ひき逃げにあい、転倒して死亡した

【対象とならなかった事例】

- ・歩行中、ひき逃げにあい、転倒して軽傷を負った(所定の重度の後遺障害の場合は対象)

令和元年10月1日より、「豊島区自転車の安全利用に関する条例」の一部が改正され、自転車損害保険等の加入が義務化されました。また、近年、自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で散見されるなど、自転車事故に対する社会的責任の重みが増してきております。

自転車を運転される方は、自転車賠償責任プランへのご加入をおすすめします。